

59. 宇土市ファミリーサポートセンター事業

担当課：こども家庭センター



■目的及び概要

仕事と育児の両立等、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進し、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的として、市内における子育ての相互援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を実施するもの。

■対象者

- (1) 依頼会員 … 市内に居住し、又は勤務する者であって、子育ての援助を受けたい者
- (2) 協力会員 … 市内に居住する 20 歳以上の者であって、子育ての援助を行いたい者

■支援内容等

育児の援助を必要とするおおむね生後 3 か月から小学校 3 年生までの児童を対象とする活動で、次のとおりとする。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブの開始時間前及び終了時間後に対象児童を預かること
- (2) 対象児童を保育施設等まで送迎し、預かること
- (3) 保護者の疾病、冠婚葬祭、他の児童の学校行事等の理由により対象児童を預かること
- (4) 対象児童が軽度の病気または保育施設等が休みの場合に、保護者の就労その他の事由により対象児童を預かること

《利用料金》

区分		利用料金基準額（1 時間まで）	
		市内に住所を有するもの	市外に住所を有するもの
平日	午前 7 時から午後 8 時まで	300 円	600 円
	上記以外	350 円	700 円
土曜日、日曜日及び休日等			

■申請時期

随时受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

60. 宇土市産後ママサポート事業

担当課：こども家庭センター



■目的及び概要

母親の精神的・身体的負担を軽減するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的として、母親が産後の体調不調等のため家事又は育児を行うことが困難な家庭に家事や育児援助を行う産後支援ヘルパーを派遣するもの。

■対象者

市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 出産後1年未満の母親で、体調不良等にかかわらず日中家族等の援助がなく、家事又は育児を行うことが困難な者
- (2) 多胎児を出産して1年未満にある者

■派遣日及び派遣時間

- (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く午前8時から午後6時までの間
- (2) 派遣時間は、1回あたり2時間以内とし、必要に応じ1時間延長することができる。

■サービス内容

- (1) 家事に関するサービス
 - ① 食事の準備及び片付け
 - ② 衣類の洗濯及び補修
 - ③ 居室等掃除及び整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事及び生活環境の整備
- (2) 育児に関するサービス
 - ① 授乳
 - ② おむつ交換
 - ③ 沐浴介助
 - ④ その他必要な育児

■利用料金

1回2時間以内 990円

※ 必要に応じ1時間延長可（495円の加算）

《利用回数》

利用期間内において上限40回（合計利用時間80時間）

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市産後ママサポート事業実施要綱

61. 宇土市子育て支援短期利用事業

担当課：こども家庭センター



■目的及び概要

児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、児童を養育・保護するもの。

■事業内容

(1) ショートステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、児童を養育・保護するもの

(2) トワイライトステイ等事業

児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の事由によって、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において預かり、生活指導、食事の提供等を行うもの

■利用料金

宇土市子育て支援短期利用事業実施要綱別表を参照

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市子育て支援短期利用事業実施要綱

6.2. 低所得妊婦初回産科受診費助成事業

担当課：こども家庭センター



■目的及び概要

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、医療機関等において妊娠の判定を行うための初回の診察、検査等に係る費用の全部又は一部を助成する。

■対象者

下記要件を全て満たす者

- (1) 妊娠の可能性がある者
- (2) 初回産科受診をした日において、本市に住所を有する者
- (3) 当該年度の市町村民税(申請月が4月から6月までの場合にあっては、前年度の市町村民税とする。
以下同じ。)が非課税である世帯に属する者、又は同等の所得水準にある世帯に属する者
- (4) 所得判定のため、市が住民基本台帳及び世帯の課税状況を確認することに同意する者
- (5) 医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診状況及び家庭の状況等を含む。）を共有することに同意する者

■支援内容

初回産科受診に要した費用（妊婦健診の費用を除く自己負担相当額）

※1回当たり上限額：10,000円（同一年度につき2回を限度）

■申請時期

初回産科受診日から1年以内

■留意事項

手続き等の詳細は、当課窓口で説明します。

添付書類

- (1) 医療機関等が発行する領収書の写し
- (2) 市町村民税が非課税である世帯に属すること、又は同等の所得水準にあることを証する書類（証明すべき事実を市が公簿等で確認できる場合を除く。）

■根拠法令等

宇土市低所得妊婦初回産科受診費助成事業実施要綱